

第1章 計画の目的と対象の建物

1 はじめに

国では、インフラの老朽化が進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、これを受け、本県では、平成28年2月に「千葉県公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定したところです。

さらに、国からは、個別施設類型ごとの具体的な対応方針を定める「長寿命化計画（個別施設計画）」を策定するように求められています。このため、本県では、この度、庁舎、試験研究機関、県立学校、警察施設、公の施設（以下、「県有建物」という。）に係る「千葉県県有建物長寿命化計画」を策定することとしました。

なお、本計画の実施にあたっては、「千葉県行政改革計画・財政健全化計画（平成29年度～32年度）」との整合を図りながら取り組んでまいります。

2 計画の目的

総合管理計画では、今後も引き続くことが予想される厳しい財政状況や人口減少社会の本格的な到来による利用需要の変化などを踏まえ、道路・河川等の社会基盤施設を含めた県有施設の計画的な長寿命化対策を進めるとともに、県有建物の総量の適正化に努めることなど中長期的な取組の方向性を示しています。

この中で、県有建物については、従来の事後保全対応から、今後は、定期的な点検・診断に基づく計画保全¹を推進することにより、建物の目標使用年数²を従来の65年から80年へ延長するとともに、計画の最終年度である平成57年度までに県有建物の総量の15%を縮減する目標を掲げています。

本計画は、この総合管理計画に基づき、県有建物について、財政負担の軽減や平準化を図りながら、大規模改修や建替え、計画保全への切替え等の長寿命化対策の円滑な実施及び県有建物の総量の適正化を図ることを目的としています。

¹ 計画保全

劣化・損傷が軽微である早期段階において、目標使用年数を想定して計画的に実施する予防保全的な修繕等。

² 目標使用年数

県有建物の管理に係る財政負担の更なる軽減を図るため、物理的耐用年数等を考慮し、65年から80年へと延長した。

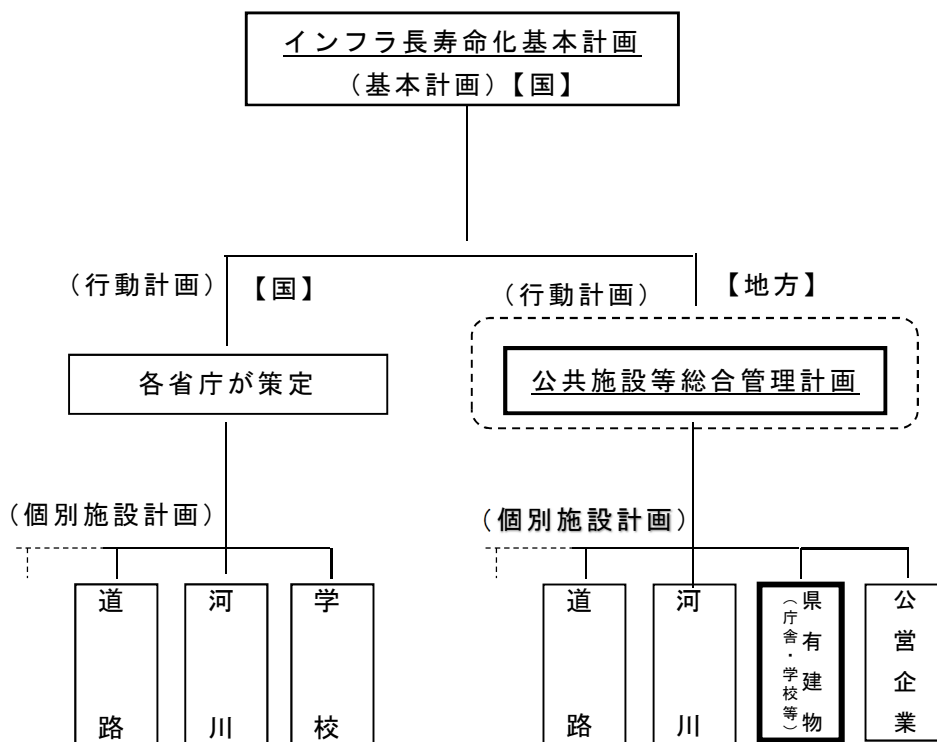
物理的耐用年数

材料・部品・設備が劣化して建物の性能が低下することによって決定される年数

○目標耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

○構造体の総合耐久性（日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事」）

○長寿命化対策に係る国・地方の計画の位置付け



※県有建物（庁舎・学校等）、社会基盤施設、地方公営企業施設について、施設類型ごとに個別施設計画を策定する。

【出典】総務省通知（一部加筆）

3 計画対象の建物

県民又は職員が常時利用する延床面積が200㎡以上の堅固な建物（鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄骨造（S））で、総合管理計画策定時の1,960棟を対象とします。

図表 1 本計画の対象建物の施設区分別の状況（平成 26 年 3 月末現在）

施設区分	棟数	延床面積 (㎡)	面積割合 (%)
庁舎	344	502,630	14.6
試験研究施設	115	73,202	2.1
県立学校	1,137	1,997,778	58.0
警察施設	214	347,436	10.1
公の施設	150	523,819	15.2
計	1,960	3,444,865	100.0

図表 2 本計画の対象建物の築年数別の状況（平成 26 年 3 月末現在）

	築 20 年 未満	築 20～ 29 年	築 30～ 39 年	築 40～ 49 年	築 50 年 以上	計
棟数	174 棟	425 棟	710 棟	553 棟	98 棟	1,960 棟
割合	8.9%	21.7%	36.2%	28.2%	5.0%	100.0%

69.4% (約 7 割)